

第 1 部 マニュアル策定の基本的な考え方

1. マニュアル策定の目的

災害時には、行政等において被災者救援のために行われる様々な対策とあわせて、被災者のニーズに迅速かつ柔軟に対応することができるボランティアによる被災者救援活動（災害ボランティア活動）が被災地の復興に果たす役割は極めて重要である。

このため、ボランティア活動者の善意を効果的に被災者救援につなげ、ボランティアによる迅速かつ柔軟な被災者救援活動を円滑に進めるために、このマニュアルを策定するものである。

2. マニュアルの位置付けと構成

長崎県地域防災計画（基本計画編及び震災対策編）では、県社協及び市町社協がそれぞれ災害時のボランティア活動の拠点として、県災害ボランティアセンター（県災害ボランティア本部）、市町災害ボランティアセンターを設置し、県及び市町は、これらセンターと連携して、ボランティアによる支援活動を行うこととされている。

そのために、長崎県地域防災計画の災害予防計画の中で、災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備として、県及び市町は「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル」を活用してボランティアの登録、コーディネーターの養成、ボランティアの拠点相互のネットワーク構築等に努めることとされている。

また、長崎県地域防災計画の中で、災害時のボランティア活動については、「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル」に基づくこととされており、このマニュアルは長崎県地域防災計画に位置付けられたものとなっている。

このため、このマニュアルは、上記計画を基本に、災害ボランティアセンターの設置運営の手順等を明確にするとともに、災害時及び平常時における災害ボランティア活動に係る主な関係機関・団体の役割等について記載している。

マニュアルの位置付け

長崎県地域防災計画（関係部分抜粋・「5-2」参照）

基本計画編 第2編第6章 震災対策編 第2章第15節

生活福祉に係る災害予防計画

4. 災害時におけるボランティア活動を支援するための環境整備

(2) 県、市町は、「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル」を活用し、災害時におけるボランティア活動のため、ボランティアの登録、コーディネーターの養成、ボランティア拠点相互のネットワーク構築等に努める。

基本計画編 第3編第23章 震災対策編 第3章第18節

自発的支援の受け入れ

1. ボランティアに係る対策

(2) ボランティアの受け入れ災害時のボランティア活動については、「長崎県災害救援ボランティア活動マニュアル」に基づくものとする。

マニュアルの構成

第1部 マニュアル策定の基本的な考え方

マニュアル策定の目的、位置付け・構成

第2部 災害時の活動

災害時において県内外からボランティアを受け入れる場合を想定した、県社協、市町社協、県災害ボランティア連絡会等の主な関係機関・団体の役割やボランティア活動者の心がまえ等

1. 災害ボランティア活動に係る主な関係機関・団体
2. 対応手順（タイムテーブル）
3. 県災害ボランティア本部
4. 市町災害ボランティアセンター
5. 主な関係機関・団体の役割
6. ボランティアの心がまえ

○災害ボランティア・コーディネーター5つの福祉的視点

○避難行動要支援者（要配慮者）への対応

第3部 平常時の活動

平常時に主な関係機関・団体が取り組むべき事項

1. 災害ボランティア活動に係る主な関係機関・団体の取り組み
2. ネットワークづくり
3. 人材の育成・啓発

第4部 災害ボランティアセンターの様式例

参考資料

1. 災害ボランティア活動に係る主な関係機関・団体連絡先一覧
2. 長崎県地域防災計画（抜粋）
3. みんなで取り組む災害に強い長崎県づくり条例
4. 長崎県災害ボランティア連絡会
5. 長崎県共同募金会 災害支援制度
6. 県民ボランティア振興基金 災害ボランティア講師派遣事業等
7. 水害ボランティア作業マニュアル